

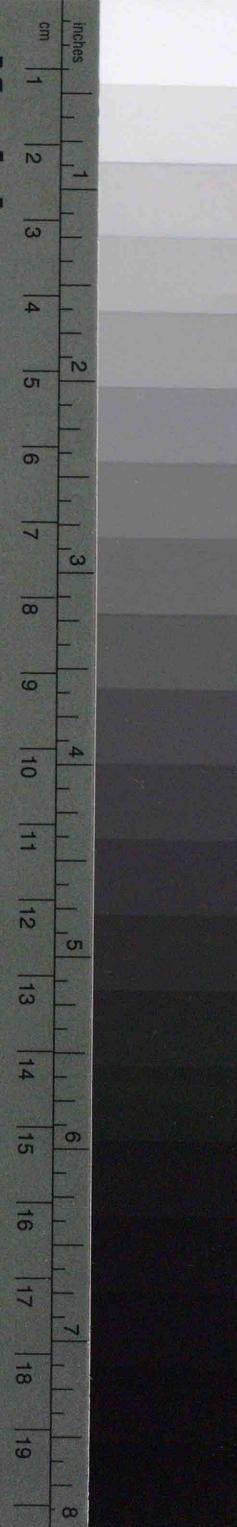
40594

教科書文庫

4
110
44-1940
20000 71228

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

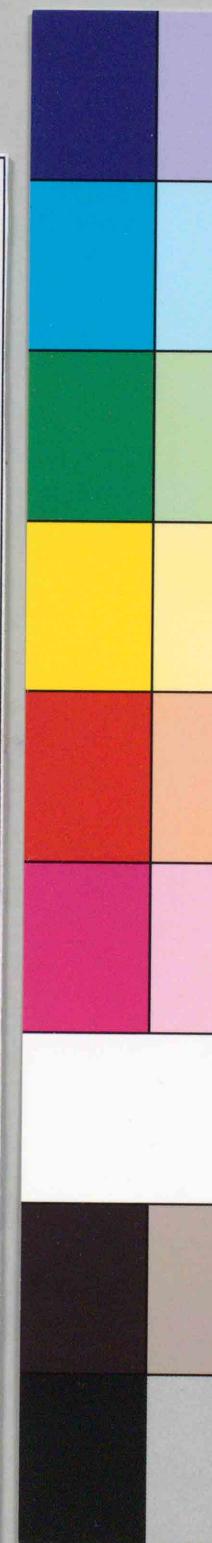


Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

C Y M

© Kodak 2007 TM: Kodak



皇國實業修身書

卷一

4C
110
昭14

4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

資料室

昭和五十一年十月三十日

文部省検定済

實業修身科用

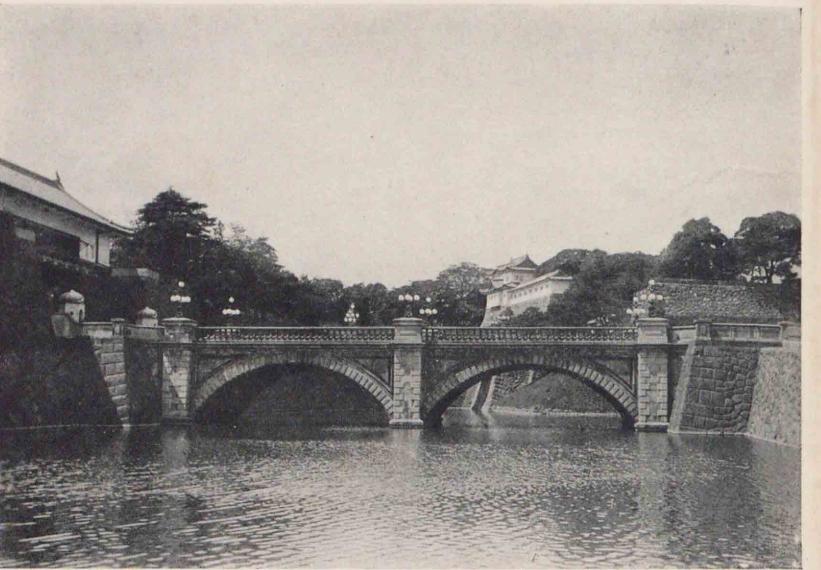
著德芳荒二

皇國實業修身書

弘文社川湯



40
110.
昭14



城 宮

天アマ

照テラス

大オホミ

神カミ

寶ハウ

祚ソ

無ム

窮キユウ

ノ神シ

勅チヨク

豐ヨウ

葦アシ

原ハラフ

千チ

五イ

百ホ

秋アキ

之ノ

瑞ミツ

穗ホノ

國クニ

ハ、

是コレ

吾アガ

子ウミノ

孫ノコ

孫ノコ

就イ

デマシ

テ治シ

ロ

王キミ

タルベ

可キ

地コロ

ナリ。

爾イマシスメ

皇クニ

孫ミマ

就イ

デマシ

テ治シ

ロ

シメシタマヘ。

サキクマシマセ。

寶アマツヒツギ

祚ヒツギ

ノ隆サカ

エマサンコトハ、

天壤ツチノムタ

窮ハマリ

ナカルベキ

モノヅ。

高皇產靈神

天津神籬ノ神勅

吾レハ則チ天津神籬

吾孫ノ爲ニ齋ヒマツラム。

玉命ハ天津神籬ヲ持チテ、

亦吾孫ノ爲ニ齋ヒマツレ。

葦原中國ニ降リ
汝天兒屋命、太

及天津磐境ヲ起樹テ、

葦原中國ニ降リ

(日本書紀神代卷)

天

照大神

神鏡奉齋ノ神勅

草薙劍ノ神勅

コニ、力ノ神勅

門別神ノ神勅

マタノ神勅

マタノ神勅

マタノ神勅

マタノ神勅

マタノ神勅

マタノ神勅

マタノ神勅

(古事記神代卷)

天アマ
照テラス
大オホミ
神カミ

齋庭之穗ノ神勅
シヨウノミコトノミコト

吾ガ高天原ニキコシメス齋庭ノ穗ヲ以テ、
亦吾ガ兒ニマカセマツル。

(日本書紀神代卷)

明治天皇

教育二關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ

義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺
風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

大正天皇
國民精神作興ニ關スル詔書
朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レ
皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ

紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
 輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク
 萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ
 或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニ
 シテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是
 先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク
 教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗
 ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯
 メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守モ
 リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚
 テ大臣ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘
 脱ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘
 セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ
 治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭
 シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉ヲ圖ルヘシ
 脱ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘
 セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

攝政名

大正十二年十一月十日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
以下各大臣副署

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語 昭和十四年五月二十二日

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持
セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ
任實ニ繫リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節
ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ
其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ
所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實
剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期
セヨ

昭和行進歌

二 荒芳德 作詞

東海波の寄るところ
天津日嗣の御榮は
豊葦原の中つ國

皇祖の尊のたふとくも
窮りなしと詔りごちし
昭和の御代に我等生く

一
國てふ國のその中に
畏みうけて、君と民
くまなく掩ひ宇とせむ

神武の帝の大御言
たゞ一すぢに八紘

三

東西文化世界に興り わかれて久しく進みしを
巡行の果に會はしめて 日本心に融かしたる
明治の御代の大御業 弥さきはへん時到る

四

生命の限り天皇に つくして生きなむ我が願望
捨つべき時にこの生命 捧げて死なむ皇民我
若き血潮の高鳴りに 一億の民、今や立つ

五

新にあくるあけぼのに のぞみははるけく輝きて
各も各もに日本民族 御稜威の光背負ひ持ち
世の闇照らす時は来て 一億の民、今や起つ

皇國實業修身書 卷一

目次

第一課 皇國

門出の喜びとその源 皇國の意味 肇國の精神 萬邦無比の國

第二課 國民の自覺

自覺と我等 本當の自覺 皇國民の務 防人の精神

第三課 實業學校

實業學校の目的 實業學校の學科・行事 校則 校風

第四課 師弟

我等の本分と我等の師 師の恩 師に對する道

第五課 朋 友

朋友と修行 朋友の恩益 互に善い友となれ 朋友の道

三三

第六課 衛 生

體の修養 衛生と鍛錬 節制と清潔 公衆衛生

三六

第七課 鍛 練

心身鍛錬の必要 鍛錬の方法 注意 體の修養と心

三三

第八課 智能の啓發

玉磨かざれば光なし 學んで止まない心 修學と習業 啓發

三九

第九課 德器の成就

德器を成就する方法 善行と反省とに就いての注意

四六

第十課 誠

誠 誠と正直 正直と學業 正直と社會 誠の工夫

五三

第十一課 勤 労

勤勞は幸福の母 勤勞と現代の青年 學業と勤勞 集團勤勞

五六

勤勞と家・國

第十二課 規 律

規律の必要 時間と整頓 規律の利 規律の實行

六三

第十三課 質 實 剛 健

質實剛健の意味 心も體も 生徒は生徒らしく 日の丸辨當

六三

日常の例 國の爲になる人

第十四課 孝

孝と國民道德 孝は百行の本 我等の孝 風樹の歎

七六

第十五課 友 愛 八二

骨肉の親み 友愛の道 成長後の友愛

第十六課 親 戚 八七

親戚 親戚の交り 親戚間の交りと社會・國家の生活

第十七課 近 隣 九二

社會生活 近隣の關係 近隣の交り

第十八課 禮 儀 九六

禮儀と人の本性 禮儀の必要 禮儀の種類 禮儀の習慣

第十九課 祝 日・祭 日 一〇四

祝日・祭日 新年 紀元節 天長節 明治節 大祭日
元始祭 春季皇靈祭・秋季皇靈祭 神武天皇祭 神嘗祭
新嘗祭 大嘗祭 大正天皇祭 祝日・祭日に對する心得

第二十課 教育に關する勅語 一一三

日本臣民の本分 教育に關する勅語下賜の由來 教育に關する
勅語は無上・永遠の教 君臣一德

皇國實業修身書 卷一

二 荒 芳 德 著

第一課 皇 國

門出の喜び
とその源

陽春四月、我等はこゝに宿望を達して實業學校の生徒になることが出來た。天も地も、こぞつて我等を祝福して居るやうに見える。これからさき五年間、この學校で、學の道にいそしめるのだと思ふと、飛びたつほど嬉しい併し、それにつけても、我等はまづ第一に、この喜びを味ひ得るのは、何によつてであるかをはつきりつきとめなけ

皇國の意味

ればならぬ。親の惠、師の恩。それらのありがたさを、しかと思はねばならぬ。併し、更に溯つてつきとめて行けば、我等が皇國の民として生れたことが、この喜びの本源であるのに思ひ當るのである。

大日本帝國は皇國すめらみくにである。皇國とは、萬世一系の天皇の永遠に統治し給ふ正義の國といふ意味である。我が國では、古くより天皇の御事を「すめらみこと」と申上げる。我が國は「すめらみこと」のしろしめし給ふ國であるから、「すめらみくに」であり、我等臣民は「すめらみたみ」である。

我が國は、肇國の初から、上、天皇の大御心を仰ぎ戴いて、下、臣民の心が全く一つとなつて成立つた國である。こ

れが、君臣一體の國體とか億兆一心の國柄とかいふ所以である。

皇祖天照大神が、皇孫瓊瓈杵尊にぎのみことをこの國に降し給ふに當り、皇孫に賜はつた神勅に

豊葦原の千五百秋の瑞穂みづほの國は、是れ吾が子孫の王たるべき地ところなり。爾いましめみま皇孫就いでまして治レろしめしたまへ。行矣さきくましませ。寶祚あまづひつきの隆さかえまさんことは、天壤あめづちのむた窮きはまりなかるべきものぞ。

と仰せられてある。これが國體の根本義を確定した尊嚴無比な寶祚無窮の神勅である。この神勅によつて、我が肇國の理想は明かにせられ、我が民族の生存信條は確

肇國の精神

立し、君臣の大義は宣示されたのである。皇孫がこの神勅を奉じ、諸神を從へてこの國に降り給ふとき、大神は、更に、親しく八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍の三種の神器を皇孫に授け給ひ、

此の鏡は專我（わはらあ）が御魂（みたま）として、吾が御前（みまへ）を拜くが如（ごと）いつきまつりたまへ。

と仰せられた。これが神鏡奉齋の神勅である。これより三種の神器は、御歴代の天皇が、践祚と共に、皇位の御しるしとしてこれを受繼ぎ給ひ、神鏡を天照大神の御靈（みたま）としていつきまつり給ふのである。

國萬邦無比の

君臨し給ひ、惟神の大道を踐み行はせられ、民を愛し教を垂れさせられた。

後醍醐天皇御製

世をさまり民やすかれといのるこそ

わが身につきぬおもひなりけれ

明治天皇御製

ちはやぶる神のこゝろを心にて

わが國民を治めてしがな

これらの御製を拜しても、御歴代の天皇の聖徳の一端をうかがひ奉ることが出来るのである。

また時代時代の國民は、天皇を現御神と仰ぎ、大御親と

慕ひ上げたゞ一すぢに大御心にそひ奉ることに、精魂を捧げてきたのである。

海行かば、水漬くかばね、山行かば、草むすかばね
大皇(おほきみ)の邊(へ)にこそ死なめ、かへりみはせじ

(大伴氏の言立)

大君(みこと)の勅(て)かしこみ磯に觸り

海原(みはら)わたる父母をおきて

(丈部人麿)

これらの歌によつても、我等は、我等の祖先の忠誠の至情を深く感じ得るのである。

かくて、神武天皇が檜原の宮に即位の大禮をあげさせ

られてから今日に至るまで、悠々二千六百年、この間には、種々の變遷はあつたが、國體の本義にいさゝかの搖ぎもなく、君臣一體となつて國運の隆昌を圖つて來たのである。今日に於ては、皇威は遠く四海にあまねく、國光は世界の隅々まで輝き、實に世界の强大國家となつて居るのである。

この萬邦無比の皇國に生れ、上述し來つた廣大無邊の皇恩に浴する我等は何と云ふ幸な事であり又何と云ふ務の重い事であらう。さうして我等はこゝに實業學校の生徒として、又青年學徒として自らの本分を勵んで、聖旨に副ひまつらんとするのである。これが我等今日の

喜びの本源であるのだ。

第二課 國民の自覺

自覺と我等

自覺とは、自分で、自分の本性を覺ることをいふ。これは、人にだけそなはつて居るはたらきで、他の動物には全く見られない。そして、人は自分の本性を覺ることによつて、始めて人としてなすべき務を明かに知ることが出来るのである。だから、我等にとつてまづもつて大切なことは、この自覺と云ふことである。

本當の自覺

等はまさに萬物の靈長である。だから、人格として生き通すことが我等の務であるのだ。

さて、我等は皇國に生れた天皇の御民である。即ち皇土にはぐくまれ、國史の流の裡に成長し、宏大な皇恩に浴しつゝ、かく生きて居るのである。我等の全心身には徹頭徹尾天皇の御稟威、皇國の光が輝き透つて居るのである。だから、我等が人格をもつて居るといふことは、日本人としての人格をもつて居ること、即ち皇國の民天皇の御民、いひかへれば「我は日本人なり」といふことに外ならぬ。我等が、天皇の御民——日本人として眞の自分を見出すことが、我等にとつて本當の自覺である。

皇國民の務

たゞ漠然と「自分は人である。人格である。」などと考へただけでは、まだ本當の自覺とはいへない。

明治天皇は、畏くも教育に關する勅語を以て大御教を下し給ひ、また御製をもつて

おごそかにたもたざらめや神代より

うけつき來たる浦安の國

と仰せられた。この大御心を我等の胸に戴いて天皇陛下に事へまつり、皇國日本をいや榮えに榮えしめるのが、我等の第一の務である。これを忠といふ。我が國に於ては、忠は即ち孝であつて、忠孝はまことに一本であるから、忠の道を完うするのが、皇國民最高の務であるのだ。

防人の精神

皇國は、豊榮のぼる日輪のやうに、無窮に輝き榮えて行く國である。併し、時に暗雲が日輪をさへぎることがあるやうに、世界の正しい道を往かうとする我が國の前途には、種々な障礙が横はつてゐて、特に今日は、頗る國家多事のときである。我等は、かつて

今日よりは顧みなくて大君の

醜の御楯と出でたつわれは

（今奉部與曾布の歌）

天地の神を祈りて幸矢抜き

筑紫の島をさして行くわれは

（大田部荒耳の歌）

と歌つて、勇んで國防に赴いた防人の精神を今の世に活かし、大君のみことのまにく、東西南北世界いづれの方面に向つても、雄々しく且勇ましく、進み進んで國光を發揚せねばならぬ。

第三課 實業學校

實業學校の 目的

實業學校は、實業に從事する者に必要な知識技能を授け、我が實業界の中堅人物を養成することを目的として居る。だから我等は、(一)天皇の御民日本人としての自覺に透徹し、(二)それに基づいて、自分の務を遂行することの

出来る智能と徳と勇氣とを磨き、(三)更に強くて役にたつ體に鍛へ、以てこの目的に副ふやうにせねばならぬ。これが我等の本分である。この本分を完うする爲に、我等は寸陰を惜んで努め勵むべきだ。

實業學校には、修身・公民科を始めとして數多くの學科目と種々の行事とがある。これらは、いづれも前に掲げた實業學校教育の目的を達成する爲に、必要缺くことの出来ないものである。小學校のに比べて、その數も多くなり、程度も高くなつて居るのは、學校の目的から考へて當然のことである。

我等は、小學校時代よりも高い教育を受けることを喜

ぶと共に、國家に對する我等の責任の重くなつて居ることを覺らねばならぬ。そして、すべての學科行事に亘つて好き嫌ひをせず、均しく力を注ぐやうに努むべきだ。さうすることが、將來優れた實業家になるに缺くことの出來ない條件だからである。

明治天皇御製

おこたらず學びおほせていにしへの

人にはぢざる人となならむ

野球にせよ蹴球にせよ、その他どんな競技にしても、それには必ず規則がある。そして競技者はこの規則を守らなければ、競技することを許されぬ。これを無視すれ

ば、競技が成り立たないからである。

すべて協同生活に於ては、規則を守ることが大切である。學校も一つの大きな協同生活團體であるから、規則を必要とする。學校の規則を校則または校規といふ。校則の嚴守、これによつて始めて學校はよくその目的を果すことが出来るのである。だから、我等は我儘勝手をせず、忠實に校則を遵守すべきである。

校則と共に重んずべきは、校風である。校風は永い年月の間に自然に築き上げられたものであつて、知らず識らずの間に、大きな感化を我等に與へるものである。だから、我等は我が校風を振ひ起す爲に、そのよい點はこれ

を助長し、悪いところは改めて行くやうに努めねばならぬ。

明治天皇御製

まなびやに入りにし日よりうなゐ子が
ものいひさへもかはりけるかな

第四課 師 弟

我等の本分
と我等の師

我等は、飽くまで實業學校生徒としての本分を完うせねばならぬ。これを完うすることが、今日の我等にとって最上の務である。だから、それが出来ないならば、我等は本校生徒としてのねうちを失つてしまふのである。

さて、その本分を完うする爲には、我等みづから怠らず勉め勵まねばならぬ。この爲には我等を教へ導いて下さる師に對する心構が大切である。教育上のきまりがよく出來て居り、學校の設備等がどんなに整つてゐても、我等が師の教を尊び、これを行に移さない限りは、到底學習の效果をあげることは出來ないのである。

この學校では、小學校のときは違つて、多くの師がそれぞれの學科を受持つて我等を教へて下さる。かやうに受持ちの方面は異つても、師は皆心を専らにしまた力を協せて、我等を善い日本男子に鍛へあげようと力めて居られるのである。

父母は我等を限りもなく愛して下さるが、全くそれと同じやうに、師は慈愛に充ち満ちた心をもつて、我等を教へ導いて下さる。併し、父母が時として極めて厳格な態度で我等に向はれるのと同じやうに、師もまた厳しい態度をとられることがある。我等は、親や師が我等を愛すればこそ、かやうになさるのだ、といふことをよく理解しなければならぬ。もし師が、我等がどんな悪いものにならうとも、かまはぬといふ心持でをられるならば、我等が勉強を怠つても、姿勢を悪くしても、或は道にはづれた行をして、師は好んで厳しい態度などをとりはされないであらう。我等を愛して、どこまでも立派な國民に育て

あげようとの御心が深いからこそ、師は我等を厳しく戒められるのである。

古語にも「師嚴にして然る後道尊し」と謂つてゐるが、一人前の人間となるには、どうしても立派な嚮導者としての嚴肅な師が大切なのである。

更に父母は、我等が丈夫に成長し日と共に學徳の高まつて行くのを、この上もなく喜ばれる。師の心も全くこの親心と同じである。師として、日夜心をうちこんで愛育する生徒の向上・進歩を目のあたり見るほど喜ばしいことはないのである。

慈愛の裡にこもる厳格こそ、我等の教育の爲に、終始、心

道 師に對する

をくだいて下さる師の眞剣な態度であつて、これにより我等の魂は鍛へ上げられるのである。

されば我等は、師に對する道を踐みはづしてはならぬ。そして師に對する道を完うすることが取りもなほさずよく師の教を我がものとして受け入れる大本である。

師に對する道は、要するに(一)師を敬愛すること、(二)師を信賴すること、(三)師の教に従順であることの三つになる。この三つはいづれも大切で、どの一つをも缺くことは出来ない。昔から一道一藝の達人といはれるやうになつた人で、この師に對する道を完うしなかつたものは一人もない。

善い日本男子となつて、皇國の無窮の進展に貢献しようとする我等が、師に對する道を完うすべきはいふまでもないことである。

明治天皇の御恩召によつて、學習院の院長を拜命せられた乃木大將は、平生は學生に交つて劍道を稽古し、水泳をなさり、又幼い小學生には昔の立派な武士や英雄の話ををして、全く親しみ易い父親のやうな方であつたが、學生が懶けた姿勢や、男らしくない事をした時には、實に厳格な態度でこれを叱られた。さうしてそれはほんたうに心持の好い叱り方で、學生が悪かつたと直ぐに改めされれば、非常に喜ばれたと云ふことである。



明治天皇御製

しるべする人をたよりにわけいらば

いかなる道かふみ迷ふべき

いさをある人を教のおやにして

おほしたてなむやまとなでしこ

第五課 朋 友

朋友と修行

學德の修行上大切なのは、師と朋友とである。我等は、眞心をもつて師に對する道を完うすると共に、朋友の交りを正しくしなければならぬ。世に因縁といふことがいはれる。朋友は、同じ時代に生れ、同じ學校に入り、同じ

師のもとで長い間一しょに修行するのであるが、これこそよくく深い因縁である。昔から君臣父子・夫婦・兄弟・朋友を五倫といつて、朋友を君臣・親族と共に最も親しい間柄のものとして居るのは、尤もなことである。

昭憲皇太后的御歌には

まこともてまじらふ友はなかくに
はらからよりもしたしまれけり
と仰せられてある。だから、朋友はまた最も頼もしい關係にあるものであつて、修行上のことは勿論、日常生活に於ても、互に助け合ひ補ひ合つて樂しく暮して行くのである。學校生活の樂しみも、朋友があればこそ深く味ふ

朋友の恩益

ことが出来る。

朋友の恩益には種々ある。(一)朋友は我が身の鏡となる。明鏡に照して我が容姿を知ることが出来るやうに、朋友同志互に心の鏡を以て照し合ふことによつて、學徳の進境相互の長短などがよくわかり、自分を誤りなく測り知ることが出来る。(二)朋友は苦樂を共にすることが出来る。修行中には楽しいこともあるがまた苦しいこともある。楽しいときに共に楽しみ、苦しみは互に分け合つて行くほどありがたいことはない。世には人の苦しみには同情し得ても、その楽しみに對しては嫉ねたみをもつものが少くない。心から苦樂を共にすることの出

來るものは朋友である。(三)朋友は互に切磋琢磨するこ
とによつて、學徳を進めることが出来る。多數のものが
一しょに修行して居ると、一人のときに氣のつかぬことを考へ出すこともあり、自分だけでは氣が挫けてしまふやうなときにも、互に勵まし合つて元氣を振ひ起し、持つ持たれつして共々に向上することが出来るのである。
併し、これは善い友と正しい道をもつて交るときを得られる事であつて、悪い友と交るとか誤つた道をもつて交るとかいふときには、それは到底望むことは出来ない。古語にも「水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友による」とある通り、朋友の感化は甚だ大きい。それで、我等は友
互に善い友
となれ

を擇びその道を正すことが大切である。けれども一旦朋友となつた以上は、互に善い友となることに努めねばならぬ。世に「自分は善かつたけれども朋友が悪い爲に悪くなつた」などといふものがあるが、實はその反対であることが少なくない。互に善い友となるのは決してむづかしいことでない。それはただく互にその道を正すにある。

朋友の道

教育に關する勅語に「朋友相信シ」と仰せられてあるのは、朋友の道の根本を教へ給うたものと拜察する。信とは心に誠があつて言行に偽りのないことをいふ。信義といつても同じことである。朋友は互に信をもつて交

り、利害によつてその交りを變へるやうなことがあつてはならぬ。朋友が困つたときには、力を盡してこれを救つてやらねばならぬ。また朋友に不正不善のあつたときには眞心をこめて忠告して改めさせねばならぬ。又、朋友からの忠告は、心を虛むなうしてこれを受け、喜んで従はねばならぬ。かやうに互にいさめかはして努め勵んでこそ、親友となり、益友となり得られるのであつて、これが眞の朋友の道であるのだ。

朋友の道を正しくすることは、又人の道を正しくすることになるのである。

明治天皇御製

もろともにたすけかはしてむつびあふ
友ぞ世にたづ力なるべき

廣瀬淡窓の詩

休道他郷多苦辛。 同袍有レ友自相親。
柴扉曉出霜如雪。 君汲川流我拾薪。

第六課 衛生

體の修養

學問が出來ても、體が弱くてはそれを活用することはできない。殊に將來日本國を背負つて立つ我等は何をするにつけても第一に大切なのは、體の健康である。體の強いか弱いかは、生れつきによるよりも寧ろ修養によ

つてきまることが多い。それは生れつき弱い體でありますから、人並以上に長生きをし、人一倍の仕事をなし遂げた人があり、またこれに反して生れつき健康な人が、これといふ仕事をもなし得ずに、早世することがあるのにつつてもわかるであらう。だから、我等は、今、體が弱いからといつて悲觀するには及ばない。また強いからといつて油斷して居てはならぬ。要はこれからさきの修養如何にかゝつて居るのである。

體の修養上大切な方面が二つある。一は衛生であり二は鍛錬である。衛生とは、體の正しい發育をはかり、病氣を豫防し、健康を保護・増進する方法で、いはば消極的方

節制と清潔

面である。これに對して鍛錬とは、困苦缺乏に耐へることは勿論、強い精神力を以て進んで困難に當り、體の抵抗力を増し、自信を以て體當りの出來る強壯な身體を鍛へあげる方法で、積極的方面である。この兩方面は何れも大切で、一方を缺いたり、一方に偏したりしてはならない。衛生上特に注意すべきは、節制と清潔とである。節制とは物事にきまりをつけてその度を過ぎず、その分を越えないことで、飲食を慎しみ、運動・休息・睡眠をほどよくすることなどをいひ、清潔とは、體や衣服・住居などをきれいにすることをいふ。

人間には元氣は最も大切である。しかし元氣にまか

せて過度に陥つてはならない。飲食や運動・競技などに於て殊にさうである。飲食も度を過せば胃腸を害し、運動・競技もこれに溺れると體を害ふ。時刻正しく飲食し、その分量をほどよくすること、學業と并行して適度に運動・競技を行ひ、きまりよくすることは、我等の意志鍛錬にとって最も肝要な節制である。

また青年の中には、往々ことさらに體や衣服を不潔にして得々として居る傾きが見られる。これは一種の虚榮心ともいふべきで、恥づべきことである。體や衣服の清潔は、自らの身嗜みからも又人に對する禮儀上からも保たねばならぬが、衛生上からいつても頗る大切である。

公衆衛生

我が國民は、古來清潔を尙ぶ美風をもつて居る。我等はこの美風を彌養つて、體や衣服は固より、居室・住宅・庭園などを常に清潔にするやう努めなければならぬ。又洗濯・洒掃・採光・通風などには常に心をくばらねばならぬ。

我等は常に協同生活を營み、互に頼り合ひ助け合つてその日を送つて居る。だから、我等は自分の衛生・保健に氣をつけると共に、公衆に對する衛生を重んじなければならぬ。例へば街上に痰を吐くが如きは文明國民の恥辱である。固く慎しむべきことである。その他心得るべきことは多々あるが、環境を美化し、衛生施設を重んじ、傳染病を豫防し、寄生蟲驅除に力を入れることなどは特に大切である。

昭憲皇太后御歌

朝ごとにむかふ鏡のくもりなく

環境
環境
あらまほしきは心なりけり

第七課 鍛錬

17

心身鍛錬の必要

粘土細工の舟でも、彩色を施して床の間に飾つておく間は立派に見える。併し、一たびそれを水に浮べるならば、見る間に崩れてしまふであらう。逆巻く怒濤を凌いで大海を乗り切るのには、頑丈な船が必要である。我等の一生涯は決して平穏無事な日ばかりではない。鏡の

やうな平靜な海にも、時に暴風雨が襲つて来るやうに、人生には艱難辛苦の大波が次から次へと起つて来る。殊に人並以上の仕事をして君國のために盡さうとするものには、人一倍の憂患がつきまとふのが常である。かやうな場合に、微笑してこれを迎へ、飽くまでこれを排撃して突き進む力をこそ、我等は養つて置くべきである。併しがゝる力は、長い間に亘る不斷の鍛錬の賜であつて、一朝一夕に身に具へることは出來ない。

我等の心も體も、今發育ざかりの大切な時期にある。

鍛へれば鍛へるほど強くなる。併し、もし暴飲・暴食をするとか不規律な生活をするとかすれば、一生とり返しのつかぬ大きなひびを體に入れることになる。又心の引き締め方が十分でないと怠けた心が體を自墮落じだらくにさせてしまふ。實に一生のうちで今の時代ほど心と體との鍛錬が大切なときはない。だから、我等は飽くまで強い意志力、抵抗力をもち、旺盛な精神力と活動力を具へた自己を鍛へあげるやうに努めねばならぬのだ。

鍛錬の方法には種々ある。體操・競技・登山・水泳なども勿論その有效な方法である。併し、武道・軍事教練・集團勤労・修養行脚あんぎや・天幕生活などは心身鍛錬法として一層役立つものである。武道の稽古を長年缺かさず續けた人とか、坐禪修行とか修養行脚とかを永續した人には、どこと

なく人に迫る心身の力が漲つて居る。古來、傑出した人は、必ずその人獨特の方法で、しつかり心身を鍛錬して居る。我等は、學校の武道・軍事・教練・體操・競技などは熱心にこれを行ひ、また修養行脚・登山・水泳などには努めて參加すると共によく自分の氣質と體質と考へ合せて、自分に適した鍛錬法を究め、これを撓みなく永續するやうにすべきである。

注

意

鍛錬の實行には次のやうな種々の注意と工夫とが必要である。(一)自分に適當なものを選ぶこと。例へば體質の弱いものが準備なしに峻しい山登りをするとか、氣管が悪いのにこれを直すことを考へずに直に冷水浴を

するとかいふのは無謀である。内臓の健否、年齢の長幼などをよく考へて慎重に鍛錬の方法を選定しなければならぬ。(二)これを適度に行ふこと。自分に好適なもののは、とかく熱中して度を過ごし易いものであるから決して節制を忘れてはならぬ。(三)漸進的にすること。初から激しい方法をとらず、慣れるにつれて程度を高めるやうにする。例へば若い者が寒い時に頸巻・手袋などを用ひることは決して望ましいことではない。そこでこれを用ひないやうにするためには、秋の頃からこれを心掛け、體を慣らしてから敢然嚴冬を押し切るといふやうにすることである。(四)永續すること。どんなによい鍛錬

心體の修養と

法でも、永續しなければその效は現れない。辛いと思ふことはあつても己に打ち克つ意志の強さを樂しみつゝ辛抱して貫行することが大切である。つまるところ精神力の旺盛なことが大切であるのだ。

體と心とは我等の二方面であつて、別々に分れて存在するのではない。だから、體の鍛錬がよく行はれば、それがやがて心の鍛錬にもなるのである。古武士が、武道を修めることによつて、頑丈な體を鍛へあげると共に、武士精神を磨きあげたやうに、我等は衛生でも鍛錬でも、よく心身兩方面的修養になるやうに工夫しなければならぬ。

明治天皇御製

ことし あらば 軍のみちにたゝむ身は

野をも 山をも ふみならさなむ

乃木希典の歌

大君の御楯とならむ身にしあれば

鍛へざらめや磨かざらめや

第八課 智能の啓發

玉磨かざれ
ば光なし

どんなに立派な玉でも、掘り出したばかりで、これを磨かなければ光は出ない。これと同じやうに、我等も生れたまゝで、勉強もせず修養もしないで怠けてゐたならば、

學んで止ま
ない心

一生涯立派な人となることは出來ない。我等が將來、國民の一人として君國の御役に立つ人間となる爲には、どうしても毎日の勉強を勵み修養に精出して、自分の智能を磨き上げねばならぬ。さうでなければ廣大な君國の御恩を受けてゐる國民として、まことに申譯がない。

我等はつまらない欲望に對しては、足ることを知らねばならぬが、學問修養の上には、飽くまで満足するといふことなく、何處までも向上發展する心掛がなくてはならぬ。少しばかり勉強をしたとか、或は修養を積んだとかいつて、それで満足してしまつて、更にその上の努力を怠るやうな人は、小さい人物である。そもそも、學問修養に

は、これでよろしいといふ時はない。何處までも進んで行かねばならぬ。學べば學ぶほど、修めれば修めるほど、興味も出てくるし、またその結果も大である。少しでも多く、少しでも大きな結果を得て、君國の御役に立たうといふには、平生の學問修養を怠らず、一步一步と進んで止むことを知らないといふ努力がなければならぬ。

教育に關する勅語に「學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ」と仰せられてある。智能を啓發し德器を成就するには、修學と習業とが必要であることを御示しになつたものと拜察する。修學といふのは、勿論學問を修めるといふことであるが、只書物を読み、種々な知

識を得るといふのではない。自分の人格を磨くといふ意味が大切なのである。習業といふのは、學問をし、知識を得たのみでは完全でないから、これを實際に自分の仕事の上に應用し實習するといふ意味である。我等は學校で學んだり知つたりしたことを、そのままに抛つておいては、本當に學び得たといふことは出來ない。これを實際の上に應用し、實習してこそ眞に學び得たといひ得るのである。かやうに修學と習業とは共に智能を啓發する爲の大切な方法である。

啓

發

自分の智能は、自分自身で啓發しなければならない。立派な教科書が出來、完備した學校教育を受けることの

出來る我等は、ともすると、自分自身で勉強し修養しようといふ意氣込が不足し勝ちである。自分ることは自分でやるのが當然であるにもかゝらず、學校で教はるからよいとか、人がやるから自分はそれを眞似すればよいとかいつて、人に依頼する傾向もある。孔子は「一隅を擧げてやつて、あとの三隅を自分で悟らない者には二度と教へない」といつて、自分で自分を啓發する教へ方をした。我等はどんなに恵まれた境遇にあつても、決して依頼心を起してはいけない。自分で學ばう、自分で修養しようといふ心をもたなければならぬ。豫習や復習を怠らず、學校で始めて教はると云ふよりも、自分で勉強した

ことを、學校でそれが正しいか、正しくないかを判定して貰ふといふ程度にまで、自己啓發をしたいものである。學問と云ふものは自分で骨折つて努力して行く間に、自然と興味が湧き止めようと思つても、止められなくなるものである。

國民の智能

國民の智能が進んでゐるか衰へてゐるかといふことは、國の盛衰に重大な關係がある。未開の國では、智能の啓發といふことがなく、たゞ生きてゆくといふだけであるから、國勢が發展せず、劣等國として不幸な境遇で終らなければならぬ。國家が榮え、國力が強くなる爲には、國民の智能が進まなければならない。國民の智能が進

み、種々な發明や發見が出來、文化が進めば、國民全體が幸福になり、國家が榮え、國力が強くなるばかりでなく、世界の人々の幸福にもなる。我が國は世界の強國として、文化も發展して居り、武力も強い爲に、我等は意義ある生活を送ることが出来る。これも國民の智能が進んでゐるからである。併し、現在智能が進んでゐるといつても、智能の進歩といふものは少しも止まらず、何處まで行つても終がないのであるから、現状に満足することがあつてはならない。況んや世界の國々は競つて智能を磨き、國力の進展に努力してゐるのであるから、小成に安んじてゐたならば、何時の間にか外國に先を越され、國力も衰へ

るやうになる。我等の智能の進歩が、國の發展に直接重大な關係があることを知つたとき、我等はどうして安閑として居られよう。毎日毎日努力の二字で貫き通し、君國の御役に立つ爲に、智能の啓發を心掛けることが必要である。

第九課 德器の成就

德

器

德器とは、德行と器量とをいふのである。德とは正しい人の道を行つて、自分が修養をして得る所のものをいふ。それ故に、德と修養とは離れたものではない。世に「論語讀の論語知らず」といふ諺があるが、いかに立派な教

を受けても、これを行に移さなければ、眞のねうちはない。しかし、德を修めるにしても、他に才能と云ふものがなければ、正しくこれを修め行ふことは出来ない。立派な才能が磨かれ、肚がすわつてゐることを器といふのである。そもそも、社會は多數の人々が集つて出来上つてゐるものではあるが、社會それ自身に道徳が存在し、社會の一員たる我等は、この道徳に従ふ義務があり又、この道徳を造り上げて行く重責がある。

そこで、我等は社會に對する責任の上からも、君國に對する本分の上からも人々個々が自らの德器を成就して行かなければならぬのである。實に各人の德器の成就

德器を成就する方法

は自己の完成への第一歩であるが、又同時に皇國彌榮のための礎石でもあるのだ。

それではどうして我等は德器を成就したらよいであらうか。これには二通りの方法がある。

第一には、自分の正しく善いと信ずることを實行することである。人には臆病な心があつて、自分は善いことであると信じてゐても、人が笑ひはしないであらうか、變に思ひはしないであらうかなどと、餘計な心配をして、なかなか實行が出來ないものである。自分が善いこと正しいことと信じたことでも、たゞ知つて居るだけでは何もならない。それを實行することが大切である。自分

の徳を磨くには、この臆病な心を打破して、男らしく自分の正しく善いと信じたことは、斷乎として實行する勇氣がなければならない。この實行力がないと、何時までも徳を磨くことも出來ないし、社會の爲になることも出来ない。

第二には反省といふことが必要である。人は誰でも缺點のないといふことは望み難い。如何に自分が正しく善いことだと信じて實行したことでも、後から考へ直してみると、間違つてゐたといふことが屢々ある。それで自分のやつたことを、日々反省してみる必要がある。曾子も「吾れ日に我が身を三省す」といつて、毎日毎時、自分の

行を省み、善いことと、正しくないことを明かにしながら、断えず修養に志した。

以上のやうに、德器を成就するには、所信の斷行と反省の反復との二つの方法があるが、前者は積極的な方法であり、後者は消極的な方法である。この二つの方法は、何れが缺けても完全でないから、兩方相並んで修養しなければならない。即ち所信の斷行にばかり傾いて、反省の反復といふことがなかつたならば、獨善とか獨斷とかに陥り、遂には世人から爪彈きされるに至らないとも限らず、それかといつて反省にばかり重きをおくと、今度は消極的になり、もはや過ぎ去つた罪過にばかり氣をとられ

て、くよくよするといふことになりやすい。過去の失敗は反省によつて、必ず次の善行の實踐の足場にする決心の下に、自己の一舉一動を皇國彌榮のために捧げるため、雄々しく進んで行く勇氣を出すべきである。

善行を實踐するには、たとへそれが小さい善であつても、これを捨てないといふ注意が必要である。小さい善行も絶えず積んで行くと、終には大きい善行となる。一度に大きな善行をしようとするよりも、脚下の小善をこつこつと實行する心掛が必要である。また反省をする場合にも、小さい過であるからといつて軽く考へ、これ位のことならば大したことでもあるまいといつて、おろそ

かにしてゐると、小さい過が積り積つて、終には大きな過となる。例へば幼い時に無駄使ひをする習慣をつくつておくと、それが成人してからも習慣となり、浪費をするやうになる。要するに我等は、德器を成就する爲に、善行を積み、且反省をしなければならないが、これは實は天皇の御民として恥しからぬ國民の修養でもあるのだ。さればどんな小さな行でも、善いと信じたことは必ずこれを実践し、またどんな小さな行でも、悪いと信じたことは、厳密に自戒して、斷じてこれを爲さないといふ決意が肝要である。

第十課 誠

誠

軍人勅諭に「心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし」と仰せられてある。まことにこの御教の通り、誠をもつて君に事へれば忠となり、親に事へれば孝となり、朋友と交れば信となる。その他一切の美德・善行の本は、實に「誠」である。格言にも「至誠にして動かさざるものは未だこれあらざるなり」とあるのである。

誠と正直

第十課 誠

(卷二)

五三

するまゝに行動すれば、我等は、いつでもよく人の道を踐むことが出来る。然るに時々道にはづれる行をするのは何故であらうか。それは、本性の誠が私利・私欲の爲に蔽はれて来るからである。それで、この私利・私欲を徹底的に克服して、如何なる場合にも本性の誠がそのまゝに現れるやうにすることが大切である。

正直とは、私利・私欲にうち克つて、本性の誠のまゝに行動することである。「公明正大な行」とは正直な行をいふ。「俯仰天地に恥ぢず」とか「心廣く體胖（ひなが）なり」とかいふ境地は、正直な人であつてこそ始めて味ひ得るのである。

正直と學業

我等が學校で修行するのは、眞直ぐな道理を會得し、正

しい道を行はうとする爲である。この眞直ぐな道理や正しい道は、眞直ぐな正しい誠の心によつて始めて修得し得るもので、私利・私欲の爲に曇つたり曲つたりした心では、到底これを受け入れることは出来ない。だから、我が本性の誠にかへり正直に行動することは、即ち學校に於ける修行の始であり終であるといふことが出来る。

すべての人が皆正直であれば、社會生活は清く明るく營まれて順調に進歩する。社會にいまはしい事件の起るのは、不正直な人があるからである。實業家が不正直であれば、經濟生活は亂れ、政治家が不正直であれば、政治状態は腐敗する。その他一切の方面が皆同様である。

正直と社會

No.1 No.1 No.2

誠の工夫

だから我等は常に正直に行動するやうに努め、社會・國家が清く明るく向上・進歩し得る本を培はねばならぬ。誠の工夫は、徹頭徹尾、私利・私欲を棄て虛偽の心にうち克つことである。これが出來れば、人の本性の誠がそのまゝに現れてくる。誠は、すべての人が本來もつて居る徳であるから、努めさへすれば誰でも容易に誠の人になるのである。

明治天皇御製

かざらむと思はざりせばなかくに
うるはしからむ人のこゝろは
めにみえぬ神の心に通ふこそ

ひとの心のまことなりけれ
なにごとに思ひ入るとも人はたゞ
まことの道をふむべかりけり
いかならむときにはふとも人はみな
誠の道をふめとをしへよ

吉田松陰の歌

世の人はよしあし事もいはばいへ
賤じんが誠は神ぞ知るらん

第十一課 勤 労

勤勞は幸福の母

第十一課 勤

勤きん (卷二)

何事をするにも、一心不亂に根氣よく勤め勵むことを

勤勞といふ。勤勞三昧に入れば、夏に暑さを忘れ冬に寒さを覚えず、たゞ仕事と一つになつて生きて居るのであつて、空腹さへ知らずに居る。事の成るのは、一にこれにより、事の敗れるのは、勤勞に反対の懶惰による。人生の基礎を築き堅めようとして居る我等は、勤勞三昧の習慣を養ふことが特に大切である。生れつき才能があつても、心身を働かすことを嫌ひ懶惰に日を過ごすものは、學業を成就することは断じて出来ない。才能は秀でてゐなくとも、不斷に勤勞するものは必ず功を成し得る。天才といはれた賴山陽も「我を才子といふものは、まだ我をつくさないものである。我をよく刻苦すといふものは、

眞に我を知るものである」といつて居る。勤勞は確に幸福の母である。

我國では高い學校教育を受けたものほど、勤勞を嫌ひ報酬の多きを望む傾きが強いといふ人がある。もしこれが、現時代の通弊であるとするならば、東亞の新秩序の建設に邁進する昭和日本の青年たる我等は眞剣になつて深く省みる必要がある。靜に考へて見れば現代の學生・生徒には、この傾向がたしかにある。我等が教育を受けるのは、善いまた強い日本人になつて君國の爲に盡さうとする心からの願であつて、決して、樂をしてみて高い報酬を得ようとする爲ではない。報酬は人の勤勞の程

度に應すべきものではあるが、時としてはこの報酬を全く度外しても、働くべき場合は屢々ある。學校を卒へただけで實際社會の經驗もない我等が報酬の多きを望むことは出來ない。昔の高僧は「一日作ざれば、一日食はず」とまでいつた。殊に現代は昔と違つて、安逸の生活は一日も許されない。だから我等は今から覺悟して、作業の時間に勤労するばかりでなく、家庭學校を通じて、骨身を惜まず働くことの樂みを會得するやうに努めなければならぬ。

學業と勤勞

實業學校の學科は、小學校に比べて程度は高く種類も多い。これを修得する爲には、懶惰は斷じて許されない。

然るに數學の計算をいやがつたり、辭書をひくのを面倒がつたりするもののあるのはどうしたことであらう。また少しむづかしい問題に出會つたり手のかゝる宿題を出されたりすると、すぐに嫌がつたりするものもある。希望に燃える青年が——國家の將來を雙肩に荷ふ學徒が、かかる弱い意志の持主であつてよいものか。我等は勤勞によつて一意奉公の誠を盡したいと思ふ。

世に心身を働かせずに出来る事は一つもない。困難は仕事につきものである。目的の高遠なるに従つて、困難の増すのは、理の當然である。だから我等は、困難に出来ふごとに益々心を引きたててこれに打ち克たなければ

ならぬ。我等が困難を克服しなければ、困難に我等は征服される。「艱難は汝を玉にする」といふが、まことに至言である。

集團勤勞

勤勞は、それが集團協力によつて行はれるときに、最もその效果をあげ得る。自分一人ではとても出来ないやうな大仕事でも、多數のものが協力すればたやすく出来る。世の中の多くの事業は、集團勤勞によつて營まれて居るのである。

集團勤勞は、固より能率をあげる上から大切ではあるが精神的には我等をして「共に働く歓び」を體得せしめ、またそれによつて協同心や規律を尊ぶ精神や、分擔と全體との不可分な關係などを會得することが出来る。

勤勞と家・國
「精出せばこほる間もなし水車」といふ句がある。我等が學校で養つた勤勞三昧の習慣は、たゞ學業の成績をよくする基であるばかりでなく、家を興し國を榮えさせる原動力なのである。

明治天皇御製

冬ふかき池のなかにもほとばしる
水ひとすぢはこほらざりけり

第十二課 規 律

規律の必要

規律は、自分一人の生活にも必要であるが、團體生活に

於ては一層大切である。また分業が盛になれば人の生活も相互依存になるから、却つて團體精神としての規律が益、肝要になる。

我等はまだ年が若く、大人に比べればする仕事も少ない。それでも朝起きるから夜やすむまでの間には、なすべき務がかなり多くある。だから、だらしのない生活をして居れば、今日の務を今日にすませることは出来なくなる。それが段々に積り積れば、終にはさばきがつかなくなつてしまふ。學校は、何百といふ多數のものが一しょに修行する所である。だから、もし校則があつても生徒がこれを守らないならば、我等は満足に修行すること

は出來ないであらう。數千の職工が分業的に働いて居る工場では、一層協力が必要であり、規律が守られなければ能率はあがらないのを見ても、人生には規律が最も大切であり、これを重んじなければ、人生の明朗が期し得られぬ道理が會得されるであらう。

規律を守ることのうちで殊に大切なのは、時間のきまりをよくすることと、物事をきちんと整頓することである。時間のきまりをよくすることは、時を使ひこなし、時を尊ぶことである。不規律な人は、朝から晩まで時に追ひ使はれて時を浪費する。その上仕事は一向はからぬ。だから、我等は一日を適當に區切り、起臥・飲食か

ら勉強家事の手傳・運動・休息などに至るまで、一定の時刻に行ふやうにするがよい。また約束した時刻や集會などの時間は、必ず厳守しなければならぬ。我が國民には、時刻を守らない悪い風習がある。その爲に相互に迷惑をかけ、國全體としてどれほど無駄をして居るかわからぬ。更に學期學年の始などには、およそその豫定を立て、前から用意して、課せられた仕事は必ず仕上げるやうに努めねばならぬ。

物事をきちんと整頓しておくことは、勉強や日常生活の能率をあげる上に大切である。教科書や學用品を順序正しく揃へておくことを始め、身のまはりのものは、いつもしまふ所を一定して、暗いときでもすぐに取り出せるやうにしておかねばならぬ。常日頃、必要なものを搜し出すのに手間どるやうでは、火急な場合に狼狽するのはいふまでもなく、思ひがけない不覺をとることにもなるのである。

規律正しくすることは、時間の經濟になり、仕事の能率をあげ得るばかりでなく、健康上に利がある。これは夏休のやうな長い休暇をふしだらに過したもののが、病氣になりがちであることによつてもわかるであらう。また不規律のものは、いらぐするばかりで、その成績は次第に悪くなるのが普通である。かやうになると、多くのも

規律の實行

のはやけをおこし、やがて墮落することにもなる。だから、規律は品性を立派にする上からも大切である。

規律は必ず守らねばならぬ。「きめたことが守れないやうな男には決してならぬぞ」といふ強い意志の力で守り通さねばならぬ。世に謂ふ『三日坊主』であつてはならぬ。守りにくいことでも、長い間耐へ忍んで守りつゝけて居ると、やがてそれが習慣になつて、容易に守れるやうになる。規律正しい習慣が出来れば、一身一家の爲ばかりでなく、廣く世の爲國の爲に盡すことが出来るのである。

楠氏家訓

鶏鳴に起きざれば日暮に悔あり。

貝原益軒の語

能く事を勉むる者は一日を以て十日とし、怠る者は十日を以て一日とす。

第十三課 質 實 剛 健

質實剛健の意味

質實とは、飾り氣なく、しつかりして間違ひのないことをいひ、剛健とは強くて丈夫であるといふ意味である。我等は心が質實剛健であると共に、實際の行も質實剛健でなければならない。少し寒いとかまた暑いとかいつてすぐに怠けたり、外に出て働くことを厭がつたりする

のは質實剛健の反対の遊惰柔弱である。我等の心も體も、働かせれば働かすほど向上するものであるから、我等は骨身を惜まず働かねばならない。自分自身にしつかりした覺悟がなく、輕薄な流行を追つたり、贅澤な物を持つたり、華美な服裝をして喜んだり誇つたりするのは、それが遊惰柔弱である。

心も體も

世界には種々な思想が流行する。それは國々によつて物の考へ方も違ひ、思想も異なるからである。新しい思想には、未熟で正しくないものも少くない。自分の心がしつかりしてゐないと、これに迷ひやすい。また自分の心に怠け心が起ると氣力が衰へ、何とか理窟をつけて勉

強を怠り勝ちになる。心が怠けると、従つて體も惰弱になり、體力も衰へる。これでは國家のお役に立つ人物となることは出來ない。文化が發達し、便利な發明が出来ると、それに頼つて體を働かす機會が少くなり勝ちである。我等はこれから修養鍊磨して健全な日本國民として、國家を背負つて立つ人物とならねばならないのであるから、その責任を重んじて、これに耐へ得るやうに、心も體も質實剛健に修養しなければならない。

我等は見榮を飾るといふのが一番いけない。自分を實力以上に見せかけようとしたり、自分では理解出來ないことでも、解つたやうな顔をしたり、贅澤な學用品を買

生徒は生徒
らしく

つて人に自慢したりするのは、外見を飾る人であつて、生徒らしい生徒といふことが出来ない。我等は少しも見榮を飾る必要はない。解らぬことは解らないとして質問すべきであつて、少しも自分の恥ではない。解らないことを解つたやうな顔をしてみると、終には愈々解らなくなつて、勉強に興味を失ひ、學業を怠るやうになる。子供が大人の眞似をしたら、誰でも笑ふであらう。生徒が生徒らしくない振舞をしたら滑稽である。我等は少しばかりの見榮を飾つたり、恥しがつたりする小さな心を、さらりと捨て、さばくした氣持で、生徒らしい生徒にならなければならぬ。

人は贅澤になることはやすいが、質素にかへることは困難である。一度贅澤な習慣に陥ると、この習慣はなかなかなほり難いものである。東京の上野公園には、薩摩紳の短い着物に、兵兒帶を締め遠く東京灣を睨んでゐる西郷南洲翁の銅像がある。翁は參議となり陸軍大將となつてからも、出仕の時には大きな握り飯に、梅干を入れて持つて行かれた。周囲の人は皆高蒔繪の立派な重箱を使用してゐたが、翁は平然としてその握り飯に舌鼓を打つてゐたといふことである。我等は知らずくの間に、贅澤な習慣がついて、自分では氣付かずに居る場合が多い。だから、斷えず自分の日常を振りかへつてみて、自

日常の例

分が質實剛健な生活を送つてゐるかどうか反省すべきである。

我等の日常生活は、果して生徒らしい質實剛健であるかどうか。まづ自分の服装を見よう。学校で規定された服は、質實剛健の風を失はないやうに工夫してあるから、これは別としても、平常の着物に贅澤をしてはみないか。靴や帽子はどうであらう。併し注意しなければならないのは、服や帽子が破れたり、靴が裂けたりしたのを、平氣で身につけてゐるのは、質實剛健ではない。破れた所は修繕をして、整然と服装を整へてこそ、質實剛健の氣風に合致する。次に、華美で實用に適しない所持品は避

くべきである。一本の鉛筆、一冊のノートにしても、自分の物ではあるが又製作者の勞苦が籠つてゐる。決して粗末にすべきものではない。更に進んで自分の心身を鍛錬し、質實剛健の氣風を養ふ方面から見れば、武道・體操・競技等は進んでなすべきである。學校でやらせられるから仕方なくやるといふのではない。自分から進んで實行することを樂しみとせねばならぬ。そして、活動出来る我が身の幸を常に感謝しつゝ、心身兩方面から質實剛健の氣風を養ふやうに心掛けねばならぬ。

大正天皇は、「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ」と仰せられてゐる。我等國民が、剛健の氣風を失ひ、華美に

走つたならばどうして國家は榮えよう。我等の心が剛健で勤勞を楽しむ限り、如何なる事が起つても國家は安泰である。質實剛健は、國家を安らかに保つ爲の要素であるから、我等は國の爲になる人たるべく、心を堅固に持つと共に、日常の生活にも、生徒として恥しくない引き締つた態度を持すべきである。

第十四課 孝

教育に關する勅語に、我等臣民の守るべき道を示させ給ふに當り、まづ第一に「爾臣民父母ニ孝ニ」と仰せられてある。これは、孝が我が國民道德の大切な徳であること

をお示しになつたものであると拜察する。いづれの國でも孝を尊ばないところはないけれども、特に我が國では、古來忠と共に孝を重んじ、忠臣孝子に關する美談が多い。

明治天皇の御製に

たらちねの親につかへてまめなるが
人のまことの始なりけり

と仰せられてある通り、孝はあらゆる美德・善行の源である。「匍へば立て立てば歩めの親心」で、限りも知れぬ慈愛をもつて育てられた親に孝行の出來ないやうなことで、どうして社會の人々に對する道が守られよう。すべて

恩を受けて報いないやうなものは、恩知らずと譏られて人から軽んぜられる。まして親から受けた海山の高恩を忘れるやうなものには、人としてのねうちはない。かやうなものが、どうして人としての道を践み行ふことが出来よう。まことに孝は百行の本であり、人の誠の始である。我等はまづもつて孝道を完うし、我が國傳來の美風を發揚することに努めねばならぬ。

孝は禮儀や親切などと同様に、人の本性に發する。人の本性は誠である。だから、誠をもつて親に事へれば、それが即ち孝である。併し、自分にあまり親しく、またあまりに大きな恩は、とかく忘れやすい。我等は、親に事^{つか}へて

我等の孝

孝でなければならぬとは思ひながらも、ついその慈愛に狎れて我儘になりやすいから、我儘な心を除き去ることが孝道の始である。そして敬愛の誠をもつて親に事へるやうに努めねばならぬ。我等は今學校で修行中であるから、大人と同じやうな仕方で孝行は出來ぬ。それで、一には親の心を安んずることに努める。古語に「父母はただその疾をこれ憂ふ」とあるやうに、親は何よりも我等の健康を心配せられる。だから平素、衛生鍛錬に氣をつけて體を頑丈にしなければならぬ。二には親を喜ばせるやうに心掛ける。我等がよい成績をとつたときなどには、父母はどれほど喜ばれるかわからぬ。だから、常

風樹の歎

によく勉強し學德共に秀でた生徒になるやうにするがよい。またよくそのいひつけを守ることも、親を喜ばせる道である。三には親の爲によく立ち働くやうにする。自分ではごく些細なことと思つてしたことでも、親の身にとつては嬉しくてたまらぬことがある。だから、よく氣をつけて親の心を汲みとり、まめやかに事へるがよい。

親に對する敬愛の誠は、終始一貫すべきで、そのときその場合に應じて孝道を盡さねばならぬ。世には孝行は大人になつてから行ふことのやうに思ふものがないでもない。併し、古語に「樹靜かならんと欲すれども風止まず、子養はんと欲すれども親待たず」といふ誠もある通り、

親は今は元氣であつても、我等の成長につれて段々年をとつて行かれるので、後で悔いることのないやうに、常によく孝行せねばならぬ。

我等がかやうにして親に孝を盡すことは、やがて大君に對し奉つて忠たる道である。

明治天皇御製

ひとりたつ身になりぬともおほしたてし

親の恵をわすれざらなむ

いとまなき世にはたつともたらちねの

親につかふる道な忘れそ

骨肉の親み

兄弟姉妹は、同じ親から生れ、幼時から同じ家に住み起臥・飲食を始め喜憂を一にしつつ成長するものである。骨肉の親みは人間の自然の情に發するもので、一生涯断ち切ることは出來ない。

昭憲皇太后の御歌に

はらからんしたしき中のあらそひは
　　時のまにこそ忘れはてけれ
とあるが、兄弟姉妹間の争は、争とはいっても親しさの餘りに起ることであるから、すぐに忘れることが出来る。

併し、いくら早く仲直りが出來るにしても、争などを起さぬやうに心掛けなければならぬ。それには、互によくその道を守ることが大切である。

兄弟姉妹が、互に親しみ愛し合ふ道を友愛といふ。兄や姉は、誠意と温情とをもつて弟や妹をいたはり助け、弟や妹は、兄や姉を敬ひよくその指導に従はねばならぬ。かやうにして、どこまでも仲よくすることが大切である。兄弟姉妹の道は、親み和するのを第一とするが、その爲には、またよく長幼の序を辨へ、互に禮儀を守り、我儘の行を慎まねばならぬ。兄や姉は、常に弟や妹をいたはり、その模範となるやうに心掛け、弟や妹を軽んじたり無理を

友愛の道

強ひるやうなことのないやうにせねばならぬ。また弟や妹は、兄や姉に素直で、よくその言ひ付けに従はなければならない。

父母は、兄弟姉妹の間柄を深く心にかけられるものである。だから、もし不和にでもなるやうなことがあれば、何より心配をされる。これに反して、兄弟姉妹がよく友愛の道を守つて仲よくすれば、父母は心から喜ばれる。それ故に友愛の道を守ることは、孝道にも合するのである。また兄弟姉妹の間には、男女の別があるので、この間の禮儀がよく守られゝば、廣く世の人々と交る道をも容易に踰み行ふことが出来る。

兄弟姉妹は、互に寛容であることと要する。人には長所もあれば短所もある。また年齢の差や男女の別に伴つて、趣味や考へ方などにも相違を來たすのである。兄弟姉妹は骨肉の親みはあつても、人の性格上種々の相違がある。又時としては過ををかすこともあるであらう。だから、もし互に寛容な態度をとらず、自分に氣に入らぬことがあるからといつて、一々咎めだてするやうなことであれば、友愛の道を破ることになる。寛容の徳は何人に對しても大切であるが、親しい間柄ではとくに忘れられがちであるから、よく氣をつけるがよい。

兄弟姉妹は、父母の膝下に居るとき友愛の道を守らね

ばならぬことはいふまでもないが、成長後互に分れて住むやうになつても、その交りを變へてはならぬ。まづ疎遠にならぬやうに手紙のやりとりをするとか、折を見ては往き來をするとかいふことは勿論、不幸に出會つたもののあるときなどには、心から同情し助けてやらねばならぬ。かやうにして末長く親みあふことは、やがて一門の繁榮の本となり、父祖の志をなし遂げる道にかなふのである。

明治天皇御製

ならびたつたけはひとしく見えながら
このかみは猶このかみにして

松平定信の歌

うづみ埋火ひのあたりのどかにはらからの

まこと團欒あせし夜ぞ戀しかりける

第十六課 親 戚

我等には、同じ家で一しょに暮して居る父母・祖父母・兄弟姉妹などの外に、親類・縁者・親族・親戚などといふ語で呼ばれる親しい間柄の人々がある。これらの人々は、吉凶禍福に當つて共にその喜憂を分ち、互に深い親愛の情をもつて交つて居る。かやうな關係にあるものの多いのは、まことに喜ばしくまた力強いことである。親戚の人

親戚の交り

人と行末長く親密な交りをつづけて行くことは望ましいが、それにはどんな心掛けが必要であらうか。

第一に、親戚の人々が相寄り相助けて親しく交るのは、人情の自然に基くもので、人としての常道である。身分の相違や財産の多少によつて、その交りを變へるべきものではない。人の身分や財産は常に變動するものであるが、親戚間の交りはかかる變動によつて決して左右されるものではないと云ふことを明かにしておくことである。

第二に、互に禮儀を重んじなければならぬ。我等が親戚に遊びに行つたときなどには、その家の人々は、少し位の我儘は見のがし、種々手厚いもてなしをして、心からかはいがつてくれるのである。それは我等の父母や祖父母に對する親戚の人々の厚意の現れで、又美しい人情の發露である。親戚の人々は我等がその家を訪ねる時は、どうして、我等を可愛がらうかといふやさしい心遣ひをされるのである。だから、これに對しては心からの感謝の念を以てむかはなければならぬ。そして、それらの人々に對しては、よく尊卑の序、親疎の差を辨へて、禮讓の節度を誤らぬやうにしなければならぬ。

第三に、互に助け合はねばならぬ。抑、親戚お互に助け合ふ美風は古來我が國の特徴である。これは西洋の個

人主義を奉ずる國では多く見られない點である。支那事變のやうな大きな戰爭が幾年に亘つて行はれても、日本國內の生産力や、經濟力が少しも衰へないで、東亞の長期建設に日本の全力を注ぎ得るものも、この親戚互助の美風から來てゐることを忘れてはならぬ。

第四に、互に依頼心を起さぬやうにせねばならぬ。親戚互に助け合ふ美風が我が國に在ることに氣を弛めて、依頼心を起し、自主獨立の精神を忘れてはならぬ。親戚に過分の世話をかけたり、又は度を越えた同情を求めることは、有爲な青年の考へるべきことではない。だから、我等は互に警め合つて、かやうな結果に陥らぬやうに心掛けるがよい。

第五に、互に名譽を重んじなければならぬ。古來、日本武士は「家門の名譽」と云ふことを重んじて居る。親戚中に一人でも汚名を立てられるやうなものがあれば、親戚一同の恥として、お互に肩身が狭くなるのである。だから、我等は、自分の名譽を重んずると共に、親戚の名譽を重んじ、互に勵まし合つて、一門の名譽をあげるやうに努めなければならぬ。

かやうにして、事ある場合は固より、常に相謀り相助けて、心おきない圓満な交りを持続して行くのが、我等の務である。由來、祖先の祭祀を營むに當つて、親戚が相集る

のは我が國古來の美風であり、こゝに祖先敬慕の情も協同團結の念も強められるのである。この美風の發揚に努めることは、一族・一門の爲ばかりでなく、廣く社會・國家の生活を圓滿・鞏固ならしめる道なのである。

明治天皇御製

家の風ふきそはむ世もみゆるかな
つらなる枝の茂りあひつゝ

第十七課 近隣

社會生活

多くの人々が互に精神的物質的に影響し合ひつゝ結合してゐる協同生活を社會といふ。國家は最高の社會

であつて、我等が住むこの日本帝國は、皇國と云ふ、世界に類のない億兆一心の社會であることは第一課に於いて既に述べた所である。我等は生れながらにして國家の一員たる日本國民であるが、それより下つて、國家の中には幾多の社會が在り、又各國家が集つて作つてゐる國際社會と云ふものもある。これは人の自然に具へてゐる社會的本能といふものに基いて、おのづからさうなつてゐるのである。そして、我等は生れ出て以來この社會の中に生存してゐるのである。

社會には、家・近隣・學校・市町村・府縣などと種々の種類がある。近隣は、家や學校について我等に近く親しい關係

近隣の交り

にある社會である。我等が引越しをすると、先づ近隣に挨拶に行くのが習慣である。これは、近隣と云ふ社會の一員になつた禮儀といふべきである。我が國では昔から、五人組とか、向ふ三軒兩隣などといつて、近隣の人々が互に助け合つて親しい交りをする古來の美風がある。

近隣の人々と親睦の交りを永く続ける爲には、(一) まづ同志互に善友となることに努めなければならぬのと同じことである。この爲に大切なのは、利己心を抑へることである。利己心は、自分さへよければ他人はどうなつてもかまはぬといふ悪い精神であるから、これほど社會

生活に害になるものはない。(二) 互に迷惑をかけぬやうに力めねばならぬ。殊に人家の稠密な都會地では、必要な大聲や、夜遅くまでの音樂や、又蓄音器をかけることなど慎しまねばならぬ。又失火、傳染病を自分の家から出した場合等に近隣の迷惑は測り知られないことを思はなければならぬ。(三) 思やり深く寛大でなければならぬ。隣家の内情を知つて、これを世間にいひふらすやうなことは、社會の一員として恥づべきである。人は種々の事情ある環境に住んでゐる。他家の者から見れば理解できないことでも、その家、その人としては已むを得ない理由があるのである。また隣家の人々に不始末があ

つても、同情をこそすべきである。深い愛情を以て、これを見るべきである。諺にも「我が身を抓つて人の痛さを知れ」と諦めてある。(四)互に助け合ふことが大切である。近隣の人々は、職業・身分・財産などがそれより異つて居るから、各々よくその分を守つた上で互に助け合はねばならぬ。他人に迷惑をかけず、厄介にもならぬやうに心掛けるのはよいが、近隣は一つの社会である以上、隣家に何事かが起つた時には、進んで助くべきである。考へれば考へるほど人生の行路は複雑であるから、廣い世間は一人では渡れない。皆が手に手を引き合ひ、お互に警しめ合つて、住みよい社会にすることが、實は「すめらみくに」の一

部である「近隣」を自己の分擔により美化し、善化することである。

我等青年は、今こそ修行に専念すべき時である。先づ近隣に對する勤めを勵んで、自分の家と近隣とを輝いた明い心持の環境に仕上げようではないか。

かくして近隣の人々が親和することは、我が郷土を榮えしめ、ひいて國運を隆んならしめる本となるのである。

昭憲皇太后御歌

わが庭もやみならなく月見むと
隣のやどをとひてけるかな

第十八課 禮儀

禮儀と人の本性

我等の起居振舞は、一定の法則に従はなければならぬ。起臥・飲食・歩行・言語・服装・訪問・面會・船車の乗降、さては物の受け渡し、戸障子のあけたてなどに至るまで、それゝの場合に、きちんと守るべき法則がある。これを禮儀といふ。

人の本性は誠である。これが何の障碍もなくそのままに現れるところに人の道がある。禮儀は、それゝの場合に應じた人の道の姿ではたらきである。それ故に堅實な青年としては、禮儀を守ることは一つの修養

の方法である。殊に禮儀には心の落付を必要とするので、それはまた一つの武士的修養とも見らるべきである。かく考へた場合の禮儀ある坐作進退は、人の道の實踐である。禮儀は、長い年月に亘る社會の協同生活のうちについとはなしに育ち、且それが擇ばれて、誰でも守らねばならぬ法則として立てられるやうになつたものであるから、これを守ることは、又社會の秩序を守ることになるのである。

然るに若いうちは、禮儀を守るのは、何となくいくぢなしのすることのやうに感じたり、或は窮屈に思つたりして、つい粗野なふるまひに流れやすいものもある。併し、

禮儀の必要

それはまだそれだけ自分の眞剣さ、即ち誠の心が蔽はれてゐる證據であつて、自分の品位を傷け、人に迷惑をかけ、或は人の感情を害ひなどして、やがては人から教養のない者として顰蹙ひんしゆくされるやうにもなるのである。朋友との交りが圓満を缺くのも、社會の秩序が亂れるのも、皆禮儀を守らぬことから起る。禮儀を重んじ守るのは、人の道を踐み、誠の心に従ふことであるから、自他の品位を重んじ尊ぶのと同じことなのである。だから、學校の生徒が常に禮儀を守れば、學校生活は輝きに満ち、校風はあがり全校生徒の氣品が高くなる。また社會の人々がよく禮儀を重んずれば、社會が明朗になり、風俗は改まり、秩序

も正しく保たれて社會の品位が高まつて来る。かくなつた明朗な社會を包括する國家は、云ふまでもなく光ある國家となり得るのである。禮儀の大切なことは、これでよく會得できるであらう。

禮儀は、相手により、時と場合とによつてその趣を異にする。畏くも上、皇室に對し奉る禮については申すまでもないが、長上に對する禮、同輩に對する禮、目下のものに對する禮など、それゞに見分けをつけて正しく守らねばならぬ。また家庭に於て、學校に於て、他家を訪問した場合などに於ても、それ相當の禮儀がある。更に日本人として最も大切なのは、神社を拜する時の禮儀、及び吉凶

禍福に應じて守るべき禮儀を心得て居らねばならぬ。中でも祭祀・婚禮・葬儀等は特に大切な儀式であるから、これに參列する場合は、服装を始め禮儀に伴ふ坐作進退を誤らぬやうにせねばならぬ。

禮儀の習慣

かやうに禮儀の形式には種々あるが、その本は自分の心の誠を現はすことにある。内に誠があつてこれを行へば、相手や場合は變つても、正しき振舞となるはずである。しかし禮儀の形式には、身を慣らす必要がある。であるから、若いうちから、習慣をつけ、心の誠を十分禮儀によつて現はすやうに心掛けなければならぬ。さうでないと、形式ばかりに捉はれて、いはゆる虚禮となつてしまふ。

我が國は古來「君子國」といはれ、國民はよく禮儀を重んじた。然るに、近來頻りに學生の禮儀の紊れたことをなげく聲を聞く。我等はよく省みて行をつゝしみ、我が國民古來の美風を顯揚するやうに努めねばならぬ。

昭憲皇太后御歌

人として學ばざらめや鳥すらも

枝ゆづるてふ道はあるものを

貝原益軒の語

凡そ禮あるを以て人とす。もし禮なれば人の法すたり、鳥獸に同じくなりて人道たゞ。

第十九課 祝日・祭日

祝日・祭日

我が國は神國であるから、政治も道德もすべて祝祭と離れることの出來ない關係にある。我が國の祝日には、新年・紀元節・天長節・明治節があり、大祭日には元始祭・春季皇靈祭・神武天皇祭・秋季皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭・大正天皇祭がある。この祝日・大祭日には宮中に於て嚴肅な御儀式を行はせられ、皇祖皇宗を御祭りになるのである。我等國民はその祝日・祭日の深い意味を知り、心から大御心に副ひ奉るの誠を捧げなければならぬ。

新

年

一月一日の早朝に宮中に於ては四方拜並に歲旦祭を

行はせられ、新年の祝日として一月一日から二日に亘つて新年朝賀の儀と申して天皇陛下の群臣の拜賀、參賀を受けさせ給ふ御儀がある。同じく五日には群臣を御召になつて、新年宴會の儀を行はせられる。

明治天皇御製

新玉のとしを迎へて萬民

ひとつごころに國いはふらし

紀元節は二月十一日である。神武天皇は日向より大和に入らせられ天下を平定し給うた後、畠傍山の東南に當る橿原の地を相して、皇都御造營の詔を發せられ、八紘一字の皇謨を明かにし給うた。越えて二年、新に出來上

紀元節

つた宮殿で即位の大禮を挙げさせ給うたのが、この日に當るのであつて、神武天皇は此の年をもつて紀元元年と定められた。この日天皇陛下には宮中賢所・皇靈殿・神殿に於て紀元節祭を行はせられるのであつて、實に意義の深い祝日である。當日を例祭日とする官幣大社檜原神宮には、勅使を御遣しになり、その他全國の神社でも祭祀を行ひ、各官廳學校でもそれゝ嚴肅な儀式を行ひ、神武天皇御創業の佳き日を奉祝申上げる。

天長節

天長節は四月二十九日で天皇陛下には明治三十四年のこの日に御降誕あらせられたのである。我等國民はこのめでたい日に、赤子の眞情をこめて、心の底からこの御降誕日を御祝ひ申し上げ、聖壽の無窮を御祈り申上げる。

明治節

明治節は十一月三日で、この希望に満ちた現代日本を開かせられた明治天皇の聖徳大業を仰ぎ、永く明治の昭代を追憶しようとの天皇陛下の深き御思召によつて新に制定されたのであつて、明治天皇は嘉永五年のこの日に御降誕になつたのである。尙、この明治節の設定については明治天皇を慕ひ奉つて止まない全國民からも切なる熱望を皇室に願ひ出でたのであつて、まことに上下一致の皇國精神の發露によつたものであることを記憶すべきである。

大祭日

すべて大祭日には天皇陛下御親ら皇族・群臣を率ゐて鄭重な祭典を執り行はせられ、皇祖皇宗の大御心に遵ひ給ふことを申しのべさせられるのである。

毎年の大祭日は次のやうである。

元始祭

春季皇靈祭

秋季皇靈祭

元始祭は一月三日に行はれる。年の始に當つて天皇陛下御親ら賢所に於て皇祖天照大神を、皇靈殿に於て御歴代の天皇の御靈及び皇后、皇妃竝に皇親の御靈を、神殿に於て天神地祇を御祭りになつて、天津日嗣の大本を祝ひ給ふ御祭である。

春分の日に、春季皇靈祭を、秋分の日に、秋季皇靈祭を行はせられる。此の日皇靈殿に於ては、御歴代天皇の御靈、及び皇后・皇妃竝に皇親の御靈を、御祭りあそばされるのである。

明治天皇御製

國民のひとつこゝろにつかふるも

みおやの神のみめぐみにして

神武天皇祭は、四月三日で人皇第一代の神武天皇が紀元七十六年崩御の日に當る。この日に天皇陛下御親ら皇靈殿に於て御祭を執り行はせられる。

神嘗祭は十月十七日、皇大神宮に於て行はせられる。その年の新穀を天照大神がきこしめす御儀である。この御祭に先立つて、五穀及び蠶を天照大神に捧げ給うた

神武天皇祭

神嘗祭

豊受大神とようけいのおほを御祭りする豊受大神宮に新穀を捧げる御儀が行はせらる。此の日、神宮には勅使の御差遣があつて、幣帛及調絹みづぎのきぬを奉らせられ、宮中に於て天皇陛下御親らまづ神宮を御遙拜あらせられ、次いで賢所の御祭を行はせらる。

新嘗祭

新嘗祭は十一月二十三日より二十四日に亘り天皇陛下宮中神嘉殿に出でまし、その年の新穀を親しく、天照大神並に天神地祇に供へ給ひ、また御親らもこれを、きこしめす御儀で、國民生活上深い意味のある御祭である。この御祭の起源は遠く神代の時、皇孫瓊瓊杵尊が豐葦原の中つ國に御降臨の際、皇祖が下し賜はつた「齋庭の穗」の詔

に基いてゐる。

大嘗祭

大嘗祭とは一世御一代の御盛儀であつて、御代始めに行はせられる新嘗祭に當る御祭を申すのである。この御祭の後に群臣を御召しになつて饗宴の儀を行はせらる。

大正天皇祭
大正天皇祭は十二月二十五日で、大正十五年先帝の崩御の御日に當り天皇陛下御親ら皇靈殿に於て、御父天皇の御靈を祭り給ふ日である。

以上述べたやうに我が國の祝日・祭日は、國家と離れることの出來ない儀式であつて、又國民の精神生活に最も深い關係を持つ國家的大事である。この事は、他國に見

祝日・祭日に對する心得

られない我が國體の特徵である。我等國民はよくその意義を知り、聖旨に副ひ奉るやうに心掛けねばならない。

明治天皇御製

わが國は神のすゑなり神祭る

昔の手ぶり忘るなよゆめ

とこしへに國まもります天地の

神の祭をおろそかにすな

第二十課 教育に關する勅語

日本臣民の
本分

それをよく守ることは、やがて我等が、日本臣民としての本分を完うすることである所以を理解した。

併しこゝに考ふべきは、我等の本分は何を本としてうち立てられるものであるかといふことである。我等の本分の由つて生ずる大本は、日本臣民としての本分である。そして日本臣民としての本分は、教育に關する勅語に明確に示し給うてある。天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることが即ちそれである。

我が國は、明治維新以來、その國是に基き、歐米諸國と交通し、盛にその文物制度をとり入れた。その結果、國運は年と共に隆昌に赴いたのであるが、一方に極端な歐米崇

教育に關する
勅語下賜
の由來

拜者が現れて、我が國從來の醇風美俗はねうちのないものであり、一にも二にも歐米風になることが文明開化の本旨であると考へるもののが少くなかつたと共に、他方は頑迷な舊慣保守者が現れて、極端に外來の文物を排斥するやうになつた。

かやうな状勢は明治二十年前後に於て特に甚だしく一般國民は、終にその適從するところに迷ひ、教育はその基礎を確立するに至らなかつたのである。明治天皇は深くこれを憂ひ給ひ、畏くも明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を下し給うたのである。この勅語を一たび國民が拜受するや、陰雲の間に日光を仰ぎ見た如く

國民はその嚮ふところを知り、茲に新日本の教育理想は確乎不動の基礎を得るに至つたのである。

教育に關する勅語は、そのうちに「古今ニ通シテ謬ラス」
「中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられてある通り、肇國以來、我が皇祖皇宗によつて確定せられた公明なる我が國民の理想信念の大道を御垂示になつたものである。世界に種々の教はあるが、我等日本臣民にとつてこれほど尊い教はない。しかもこの教は皇祖皇宗の御遺訓であり、我等の父祖が世々奉體して來た教である。だから、この勅語の御趣旨を奉體することは、天地の大道に従ふことであり、天皇陛下を始め奉り皇祖皇宗の御威靈に忠義を盡

君臣一德

すことであり、また我等の父祖の遺風を顯彰し、その志を
なし遂げる孝道もあるのである。世にこれほど尊い
教がまたとあらうか。我等は、一意專心、ただくこの教
を奉體實踐することに努めなければならぬ。

我等は、小學校に入學以來この教を奉體實踐すること
に努めて來た。併し、孝行にしても、小學生の孝行と今
我等の孝行とでは、その深さが違はねばならないのと同
じく、この教の奉體實踐に於ても、今日の我等は、小學校の
ときよりも一層その深みを増さねばならぬ。聖旨は深
遠であつていよく奉體すればいよくその宏大なこ
とが窺へるのである。そして畏くも朕爾臣民ト俱ニ拳

々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ
た大御心を拜し奉つて、恐懼感激、おくところを知らない
のである。我等はこの君臣一徳の聖旨を奉體し、粉骨碎
心學徳の修養に努め、もつて天壤無窮の皇運を扶翼し奉
らなければならぬ。これが我等臣民の最上の念願であ
る。

明治天皇御製

國の爲いよ／＼はげめちよろづの

民もこころをひとつにはして

昭和五十一年一月三十日

文部省定検査校業實修身科用

發行所

湯川弘文社

東京市神田區小川町三丁目廿六番地
大阪市南區順慶町一丁目五十三番地

權 作 著

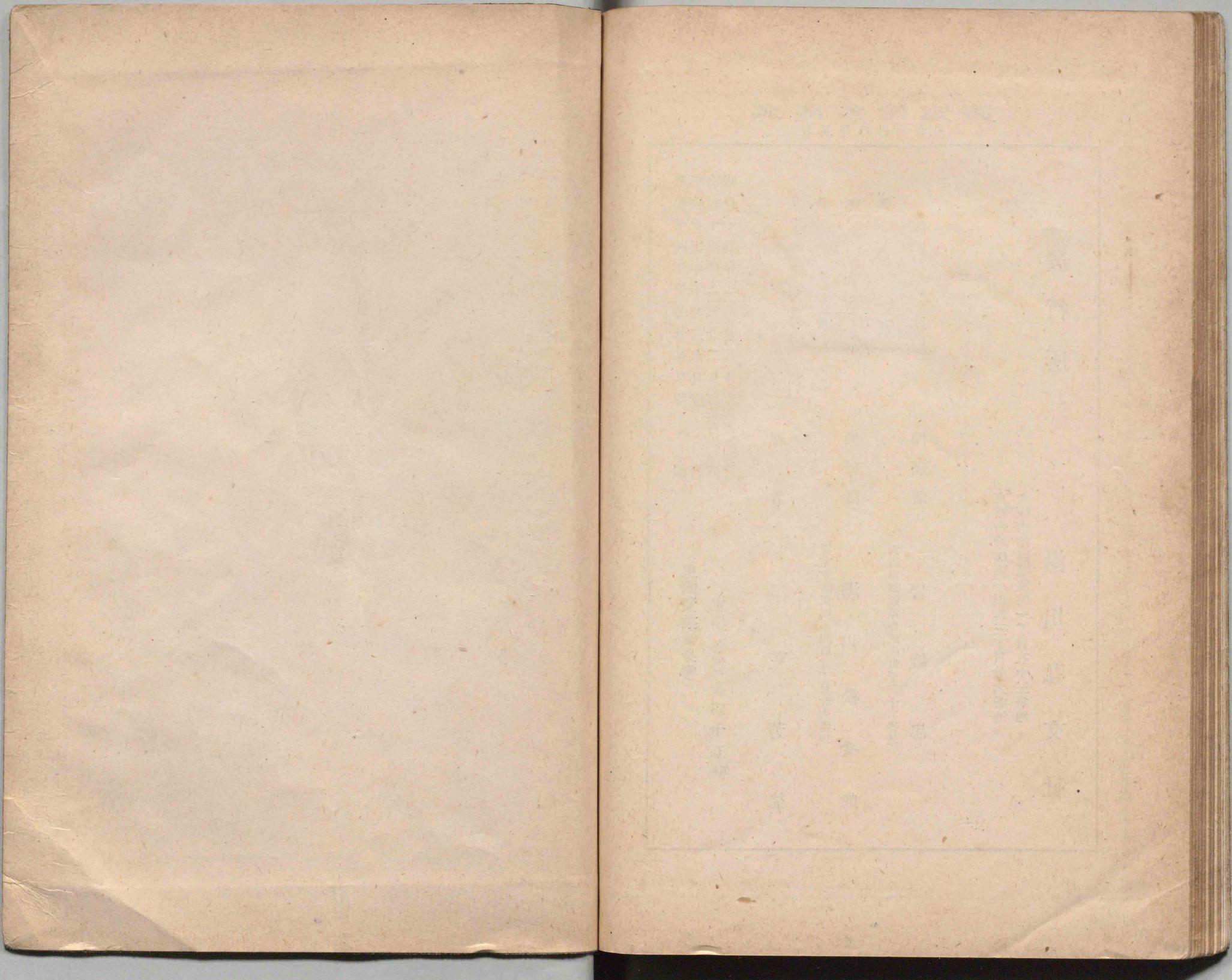


昭昭昭昭
和和和和
十十十十
四四四四
年年年年
十二十二
月月月月
廿廿三廿
五二十五
日日日日
訂訂發印
正正
再再
版版
發印
行刷行刷

皇國實業修身書

皇國實業修身書 卷一（畢）

一一八



電氣科一年B組

有田久次